

理由

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴い、内国消費税等に関する特別措置について適用期限を五年延長するほか、製造用原料品の減税又は免税の制度の適用を受けるバター及びバターオイル並びに脱脂粉乳並びに小規模企業に係る製造用原料品の減税又は免税の制度の適用を受けるこんにゃく芋につき平成十四年四月一日から同年五月十四日までの期間の割当数量を定める必要があるからである。